

法令の用字・用語

第1 用字

用字とは、文章に用いる文字及び符号をいいます。

1 基本原則

法令における用字・用語の表記は、内閣法制局が決定した「法令における漢字使用等について」(昭和56年10月)及び「法令用語改善の実施要領」(昭和29年11月)を基準としています。

条例・規則についても、法令に準じた扱いとするのが適当です。

文体は、口語の「である体」を用います(最近はなじみやすい「ですます」もあります)。ただし、文語体・片仮名で書かれている古い条例・規則の一部改正については、溶け込むこととなる部分に限り、文語体・片仮名で表記します。

2 漢字

法令における漢字使用は、「常用漢字表」の本表及び付表によります。

また、「常用漢字表」にない漢字を用いた専門用語等であって、他に言い換える言葉がなく、しかも仮名で書くと理解することができないと認められるようなものは、次の例のように振り仮名を付けます。

例 禁錮(こ) 砒素(ひそ)

なお、接続詞は、原則として仮名で書きます。

例 「かつ」「したがって」「ただし」「また」

ただし、「及び」「並びに」「又は」「若しくは」は漢字

3 仮名遣い

法令文による仮名遣いは、「現代仮名遣い」(昭和61年内閣告示第1号)の本文及び付表による平仮名で表記します。ただし、外来語並びに外国の地名及び人名は、片仮名で表記します。

また、よう音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記については、従来大書きにしていたが、平成元年から小書きにすることとされています。

例 「おもちゃ」「おもちゃ」「...にあつては」「...にあつては」

4 送り仮名

送り仮名の付け方は、原則として「送り仮名の付け方」(昭和48年内閣告示第2号)によります。

なお、複合語の場合には注意を要します。

(1) 次の(2)及び(3)に掲げるものを除き、その複合の語を書き表す漢字の、それぞれの音訓を用いた単独の語の送り仮名の付け方によります。

例 「明け渡す」「届け出る」「取り消す」「申し込む」

(2) 活用のない語で読み間違えるおそれのない後については、送り仮名を省きます。

例 「明渡し」「打合せ」「組合せ」「申込み」「手続」「届出」「申出」

(3) 活用のない語で慣用が固定していると認められる後については、送り仮名を付けません。

例 「取消処分」「事務取扱」「繰上償還」「読替規定」

5 数字

縦書きの場合は、原則として漢数字を用い、その発音に従って用います(十・百・千・万・億・兆)。

例 分数「二分の一 百分の二十五」 小数点以下「一・五 百二十・六五」

横書きの場合は、算用数字(アラビア数字)を用い、3けた区切りとし、区切りには「,」(コンマ)を付けます。

6 符号

(1) 句読点等

ア 「。」(句点・まる)

文章の完結を示すものとして、文章の終わりに付けられますが、名詞形で終わるときは付けません。ただし、「とき」「こと」で終わる場合及びすぐ後に文章が続く場合には、付けます(括弧内の文章においても同様)。

イ 「、」(読点・てん)

文章の切れや続きを明らかにするために用いられます。付け方によって文章の意味が変わってしまうこともありますので、使い方には細心の注意が必要です。主語の後には必ず付ける。名詞を並列して用いる場合、その並列する名詞が二つのときには付けないで、「及び」「又は」で結ぶ。二つ以上の動詞、形容詞又は副詞を並列して用いる場合には付ける。接続詞(句)の後には付ける。主語と述語との間に長い条件句や条件文を挿入する場合には、その前後に付ける。対句の場合には、原則として、対句の接続のところだけに付け、対句の中における主語の後や対句を受ける述語の前には付けない。

ウ 「・」(なかてん)

事物の名称を列挙するとき、数字の小数点を示す場合などに用いられます。

例 条例・規則・訓令

(2) 括弧

ア 「()」(丸括弧)

条に見出しを付ける場合、字句を定義・略称する場合などに用いられます。

イ 「『 』」(かぎ括弧)

用語を定義する際にその用語を示す場合、用語を略称する際にその略称を示す場合などに用いられます。

第2 用語

用語とは、文字又は文字の組合せ（符号が加わることもある。）によって表現される一定の意味を持った言葉で、文章に用いられるものをいいます。

1 法令用語とは

法令文は、正確で一義的なものでなければなりません。一方、住民にとって理解しにくい難解なものであってはなりません。したがって、文章の正確さ・一義性を害しない範囲で、できるだけ平易な、一般の人々にわかりやすい用語を選択するよう心掛けなければなりません。

国においては、「法令用語改善の実施要領」に従って、法令用語の改善が図られていますので、準じた扱いをすることが適当です。

2 主な法令用語

(1) 「及び」・「並びに」

いずれも併合的接続詞であり、英語の「and」に相当します。

併合的接続が同じ段階の場合（並列する語句に意味上の区別を設ける必要のない場合）には、「及び」を用います。接続する語句が二つのときは、読点を用いないで「及び」で結び、三つ以上のときは、最後の二つの語句だけを読点を用いないで「及び」で結び、それより前の接続は読点で結びます。

例 「A及びB」「A、B及びC」「A、B、C及びD」

併合的接続が二段階になる場合（並列する語句に意味上の区別がある場合）には、小さな意味の接続に「及び」を用い、大きな意味の接続に「並びに」を用います。

例 「A及びB並びにC」（AとBが接続し、これとCが接続する場合）

事例1

給料、手当**及び**旅費の額**並びに**その支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

（図解）

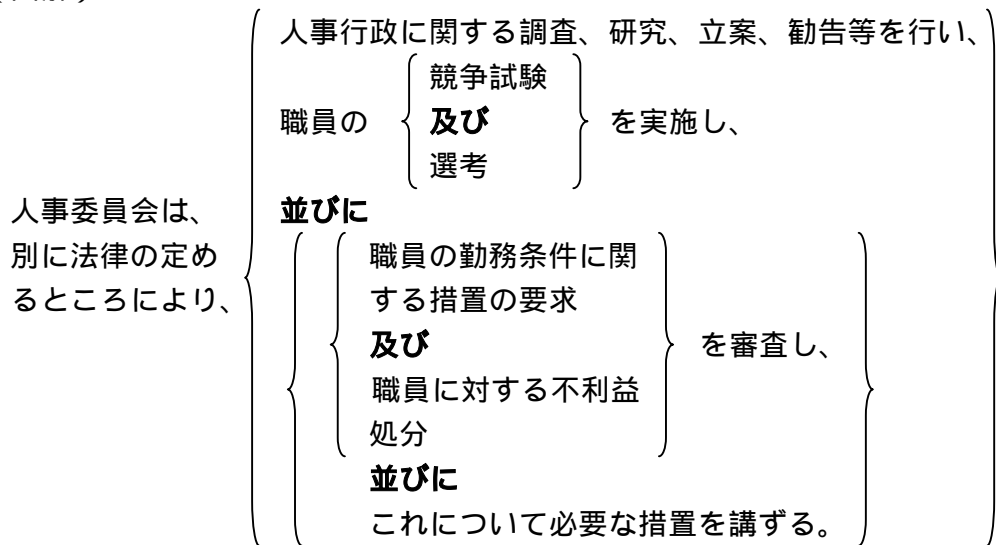
$$\left\{ \begin{array}{l} \left\{ \begin{array}{l} \text{給料、手当} \\ \text{及び} \\ \text{旅費} \end{array} \right\} \text{の額} \\ \text{並びに} \\ \text{その支給方法} \end{array} \right\} \text{は、条例でこれを定めなければならない。}$$

併合的接続が三段階以上になる場合には、一番小さな意味の接続のところだけを「及び」で結び、それ以上の段階の接続はすべて「並びに」を用います（この場合の「並びに」の使い分けを「大並び」「小並び」と呼びます。）

事例2

人事委員会は、別に法律の定めるところにより、人事行政に関する調査、研究、立案、勧告等を行い、職員の競争試験**及び**選考を実施し、**並びに**職員の勤務条件に関する措置の要求**及び**職員に対する不利益処分を審査し、**並びに**これについて必要な措置を講ずる。

(図解)



たすきがけの「及び」という用法があります。

例 「A及びBのC及びD」

(2) 「又は」・「若しくは」

いずれも選択的接続詞であり、英語の「or」に相当します。

選択的接続が同じ段階の場合（並列する語句に意味上の区別を設ける必要のない場合）には、「又は」を用います。接続する語句が二つのときは、読点を用いないで「又は」で結び、三つ以上のときは、最後の二つの語句だけを読点を用いないで「又は」で結び、それより前の接続は読点で結びます。

例 「A又はB」「A、B又はC」「A、B、C又はD」

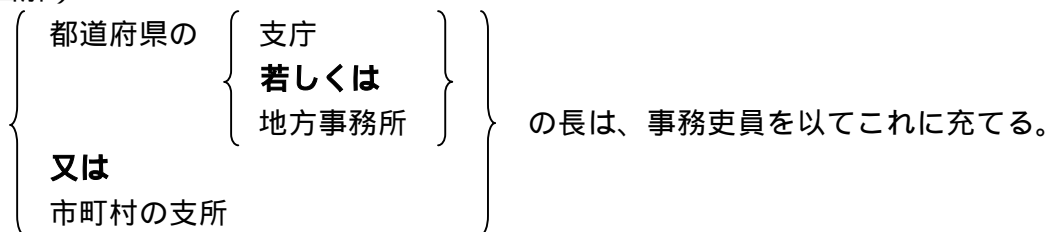
選択的接続が二段階になる場合（並列する語句に意味上の区別がある場合）には、大きな意味の接続に「又は」を用い、小さな意味の接続に「若しくは」を用います。

例 「A若しくはB又はC」（AとBが接続し、これとCが接続する場合）

事例3

都道府県の支庁**若しくは**地方事務所**又は**市町村の支所の長は、事務吏員を以てこれに充てる。

(図解)

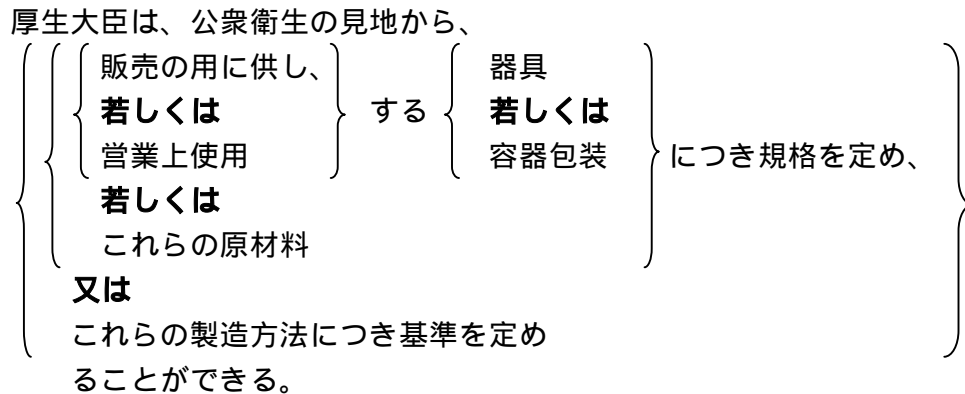


選択的接続が三段階以上になる場合（意味の内容が三段階以上になる場合）には、一番大きい意味の接続のところだけを「又は」で結び、それ以下の接続はすべて「若しくは」を用います（この場合の「若しくは」の使い分けを「大若し」「小若し」と呼びます。）

例題 4

厚生大臣は、公衆衛生の見地から、販売の用に供し、**若しくは**営業上使用する器具**若しくは**容器包装**若しくは**これらにの原材料につき規格を定め、**又は**これらの製造方法につき基準を定めることができる。

(図解)



たすきがけにおける「又は」という用法があります。

例 「A又はBのC又はD」

(3) 「又は」・「及び」

「又は」は、選択的接続詞であり、「及び」は、併合的接続詞ですが、英語の「and (or)」に当たる場合、すなわち、「又は」と「及び」の両方の意味を与えようという場合は、原則として「又は」を用います。

例 都道府県公安委員会は、警察職員に、火薬類を保管する者の製造所、販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所**又は**保管場所に立ち入り、その者の帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、**又は**関係者に質問させることができる。

AもBも、Cのことはしてはならないという場合には、AとBとを抽象的、包含的にとらえようとする場合は、「A及びBは、Cのことはしてはならない。」とするのが一般的。特にAもBも、CあるいはDいずれのこともしてはならないという場合は、「A又はBは、C又はDのことはしてはならない。」とすると、AはCのことはしてはならないし、BはDのことはしてはならないというA C B Dの関係にとらわれるおそれがある。そこで、こういう場合は、「A及びBは、C又はDのことはしてはならない。」とする方が適当です。

(4) 「かつ」

「及び」「並びに」と同様に併合的接続詞です。接続する語句が互いに密接不可分の関係にあり、二つの語が一体となって意味が完全に表わされる場合に用います。

なお、「かつ」で文章を接続する場合には、「かつ」の前後に読点を付けます。

(5) 「ただし」・「この場合において」

いずれも、一つの条・項・号の中で、主たる文章に続けて(行を改めることなく)新しい文書を書く場合に用います。

「ただし」は、主たる文章に対する除外例や例外事項又は注意事項を規定する場合に用います。「ただし」で始まる文章を「ただし書」と呼び、これに対する主たる文章を「本

文」と呼びます。

「この場合において」は、主たる文章の趣旨を補足的に説明し、又はこれと密接な関係を持つ内容の事項を続けて規定する場合に用いられます（読替規定も、「この場合において、・・・」という形で書かれます。）。「この場合において」で始まる文章を「後段」と呼び、これに対する主たる文章を「前段」と呼びます（「この場合において」に続く文章が長くなるような場合には、「前項の場合において」というようにして、別行（項）を起こして書かれることもあります。）。

(6) 「直ちに」・「遅滞なく」・「速やかに」

いずれも時間的即時性を表す場合に用います。

「直ちに」は、最も時間的即時性が強く、何をさておいてもすぐに行わなければならないという意味を表す場合に用います。

「遅滞なく」は、正当な理由ないし合理的な理由がない限り直ちに行わなければならないという意味を表す場合に用います。

「速やかに」は、訓示的な意味を持たせてできる限り早く行わなければならないという意味を表す場合に用います。

「直ちに」「速やかに」「遅滞なく」の順で時間的即時性が弱くなります。

(7) 「者」・「物」・「もの」

「者」は、法律上の人格者、すなわち自然人及び法人を指す場合に用います。

「物」は、人格者以外の有体物を指す場合に用います。

「もの」は、「者」又は「物」に当たらない抽象的なものを指す場合や一定の行為主体として法人格なき社団・財団だけを指す場合又はこれらと人格者（自然人・法人）とを含めて指す場合に用いるほか、英語の関係代名詞に当たる用法で一定の者又は物を限定する場合にも用います。

例 「次に掲げる者で第 条の規定に該当しないもの」「破産者で復権を得ないもの」

(8) 「場合」・「とき」・「時」

「場合」は、仮定的な条件又は既に規定された事項を引用する包括的な条件を示す場合に用います。

「とき」は、「場合」と同じように仮定的な条件を表わす場合に用います。

「場合」と「とき」の使い分けについては、明確な基準はありませんが、「場合」と「とき」の両者を重ねて用いる場合には、大きな条件を「場合」で示し、小さな条件を「とき」で示します。

「時」は、一定の時刻・時点を示す語として用います。

(9) 「その他」・「その他の」

「その他」は、「賃金、給料その他これに準ずる収入」というように、「その他」の前の部分に掲げられている語句と「その他」以下の部分に掲げられている語句とが完全に並列的に成っている場合に用いるのが通例です。

「その他の」は、「許可、認可その他の処分」というように、「その他の」の前に掲げられている語句が、「その他の」以下の部分に表示される語句の意味に包含され、その一部をなす場合に用います。この場合、前置される語句は、通常例示としての役割を果たします。

(10) 「当該」

「その」という意味で、ある規定の中の特定の対象をとらえて、それが前に掲げられた特定の対象と同一のものであることを示し冠として用います。英語の「the」に相当します。また、「当該」は、そこで問題となっている「当の」という意味にも用います。

(11) 「以上」・「以下」・「未満」・「満たない」・「超える」

いずれも、数量的限定をする場合に用います。

「以上」「以下」は、基準点となる数量を含めていう場合に用います。

「未満」「満たない」「超える」は、基準点となる数量を含めないでいう場合に用います。

(12) 「以前」・「以後」・「以降」・「前」・「後」

いずれも、時間的限定をする場合に用います。

「以前」「以後」「以降」は、基準点となる日時を含めていう場合に用います。なお、「以後」と「以降」とは、同義語であります。一般的には「以後」が用いられ、「以降」は、制度的に毎年又は定期的に継続して行われる事項を規定する場合に用いられることが多いようです（ただし、必ずしも厳密な使い分けがされているわけではありません。）

「前」「後」は、基準点となる日時を含まないでいう場合に用います。

例 「4月1日前」＝「3月31日以前」 「4月1日後」＝「4月2日以後」

(13) 「同」

「同」は、一つの文章の中で、最も近い場所に表示された条・項・号等と同一の条・項・号等を表示する場合に用います。なお、同一の条における同じ項又は同じ号を受ける場合には、「同条同項」又は「同条同号（同条同項同号）」とはせずに、単に「同項」又は「同号」とします。

「同」で受けることができるのは、同一の文章の中でですが、ただし書や後段の中で本文や前段の中の条・項・号等を「同」で受けることは差し支えありません。

(14) 「することができない」・「してはならない」

「することができない」は、法律上の権利又は能力がないことを表す場合に用います。

「してはならない」は、不作為義務を課する場合に用います。

(15) 「することができる」・「しなければならない」・「するものとする」

「することができる」は、一定の行為をすることが可能であることを表す場合に用います。一定の行為をするかしないかの裁量権を付与する場合と、一定の行為をする権利又は能力を付する場合との、二通りの用い方があります。

「しなければならない」は、一定の行為をすることを義務付け、それをするかしないかの裁量の余地を与えない場合に用います。

「するものとする」は、「しなければならない」より義務付けの感じが弱く、ある原則なり方針なりを示すという場合に用います。

(16) 「推定する」・「みなす」

「推定する」は、ある事実について、当事者間に取決めがない場合又は反対の証拠が挙げられない場合に、法が一応こうであろうという判断を下して、そのような取扱いをする場合に用います。したがって、当該事実について当事者間に別段の取決めがあり、又は反対の証拠が挙げれば（法の推定と異なることが立証できれば）、法の一応の推定は覆され、

その取決め又は証拠に基づいた取扱いがなされます。

「みなす」は、ある事物（A）を、それと性質を異にする他の事物（B）と、一定の法律関係において同一視し、当該他の事物（B）について生じる法律効果を、その事物（A）について生じさせる場合に用います。

(17) 「準用する」・「例による」

「準用する」とは、ある事項を規定しようとする場合に、それと本質の異なる（しかし、それと類似する）他の事項に関する規定を借りてきて、これに適当な修正を加えて当てはめて働かせる場合に用います。これは、類似する事項について同じような規定を設けることの煩雑さを避けるためです。

「例による」は、ある事項を規定しようとする場合に、それと本質の異なる（しかし、それと類似する）他の事項に関する制度を借りてきて、その制度によるのと同じように取り扱うという場合に用います。これは、類似する事項について同じような制度に関する規定を設けることの煩雑さを避けるためです。したがって、「準用する」の場合と同じような結果を生じます。

ただ、「準用する」が、他の事項に関する個々の規定をとらえてきて引いてきて、これを他の事項に借用しようとするものであるのに対して、「例による」の場合には一つの制度を全体として借用することとなる点にその違いがあります。

(18) 「なお従前の例による」・「なお効力を有する」

いずれも、法令が改廃された場合に、改廃前の状態を経過的に存続させるときに用います。

「なお従前の例による」という表現は、旧条例・規則の規定はその効力を失っていますが、一定の事項について包括的に旧条例・規則の規定が適用されていた場合と同様に取り扱うということを意味します。

「なお効力を有する」という表現は、一定の事項について旧条例・規則の規定はその効力を存続して適用されるということを意味します。

(19) 「改正する」・「改める」

この二つのことばは、ともに改正の中で用いられ、意味の上では別に違いありませんが、法令の上では、用法を異にして使われます。

「改正する」は、ある法令を改正する場合に、その法令全体をとらえて、その全部又は一部を改めるというときに使います。

「改める」は、その法令の中の個々の条項をどう改めるかというときに使います。

(20) 「削る」・「削除」

用語本来の意味は大体同じといえますが、法令の上では、多少意味を異にして使われます。

「削る」は、削られる対象となる字句なり、条項なりが跡形もなく消してしまうときに使います。

「削除」は、その削除の対象となった条なり、号なりの中味を空にしますが、形がいを残すときに使います。

例 「第 条 削除」「第 号 削除」

(21) **「規定」・「規程」**

「規定」は、法令における個々の条項の指示する場合に用います。

「規程」は、一定の目的のために定められた一連の条項の総体を呼ぶ場合に用います。

(22) **「に基づき」・「により」**

法令の根拠を示す場合に用います。

「に基づき」は条例・規則の第1条の趣旨規定等の中でその根拠を強調して示すときに用います。

「により」は個々の条文の中で個別具体的な根拠規定を示すときに用います。

(23) **「公布」・「施行」**

「公布」とは、成立した法令を国民（住民）に周知させる目的で、一定の方式により一般の国民（住民）が知ることができる状態に置くことをいいます。

「施行」とは、法令の効力が一般的に働き出し、作用しうるような状態に置くこといいます。

(24) **「から施行し」・「から適用する」**

「施行」というのは法令の効力が一般的に働き出し、作用しうるようにすることであるのに対し、「適用」というのは法令の規定を個々具体的な場合について、特定の人、特定の事項、特定の地域等に関して実際にあてはめその効力を現実に働かせることをいいます。